

つけましたか？ **住宅用火災警報器** すべての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務付けられています。火災を早期に発見することで初期消火や通報などの行動が早まり、近隣への延焼被害も軽減されます。大切な家族や財産を守るため、一日も早く設置しましょう。  
 問合せ 福生消防署 警防課 ☎552-0119



# 税

償却資産申告書を  
送付します

町内で事務所、工場、店舗、貸家などの事業を行っている法人または個人で、事業用資産（構築物、機械および装置、工具、備品など）を所有している方に申告書を郵送します。

また、町ではエルタックス（eLTAX）を利用したインターネットによる電子申告の受け付けも行っています。  
 詳しくはエルタックスのホームページをご覧ください。

ホームページ <http://www.eltax.jp>

**今月の納期**  
 ◎固定資産税・都市計画税…第4期  
 ◎国民健康保険税…第6期  
 ◎介護保険料…第6期  
 ◎後期高齢者医療保険料…第6期  
 納期は、12月25日(木)です。  
 ※バーコードがついている納付書は、コンビニエンスストアでも納付ができます。

問合せ 税務課 ☎557-7528

## 申告期限

平成26年1月31日(金)  
 ※期限間近になりますと、受付窓口が大変混雑しますので、早めに申告していただきますよう、ご協力をお願いします。

問合せ 税務課 ☎557-7528

## 平成26年1月から 記帳・帳簿等の保存 制度の対象者が拡大

個人の白色申告者のうち、前々年分あるいは前年分の事業所得、不動産所得、または山林所得の合計額が300万円を超える方に必要とされていた記帳と帳簿書類の保存が、平成26年1月からは、こ

## 住宅用地の申告を

次のいずれかに該当する方は、申告してください（住宅用地として利用している土地は、固定資産税・都市計画税が軽減されます）。

問合せ 青梅税務署 ☎0428(22)3185

ホームページ <http://www.nta.go.jp>

## ご寄付



緊急避難時用段ボールシェルター  
2基…カネパッケージ(株) 様

問合せ 総務課 ☎557-0531

## 不用品交換

交渉は当事者間で

### ゆずりませ

- ▶ マタニティウェア (S~M)
- ▶ 室内用ブランコ ▶ ポータブルチェア (幼児用) ▶ 男子・女子用ランドセル ▶ 学習机

### ゆずってください

- ▶ 自転車 (大人・子ども用)
- ▶ 二中制服 (男子・女子用)
- ▶ 園服、通園カバン、体操着 (東松原保育園・如意輪幼稚園)
- ▶ 網戸 (都営住宅用) ▶ 掃除機 ▶ 2段ベッド ▶ キーボード ▶ フード付きパーカー (男子用 L サイズ) ▶ 園服、作業衣、スポーツウェア (松濤幼稚園男子用)

問合せ 産業課 ☎557-7633

# 年金

不審な電話や訪問に  
ご注意ください

「社会保険庁」や「社会保険事務所」、「日本年金機構」や「年金事務所」、「厚生労働省」などの職員と称して、現金を取り立てたり、銀行口座番号を聞くなど、不審な電話や訪問があったというお問い合わせが寄せられています。  
 また、年金関係の書類を配達できないなどと言って、運送会社を名乗り、職業や会社名などの情報を入力しようとする電話があったという問い合わせも寄せられています。  
 年金事務所等の職員を名

## 人権週間行事 講演と映画の集い

人権週間にちなみ、人権に関する正しい理解と認識を深めるとともに人権意識の高揚を図ることを目的に開催します。

日時 12月6日(金)  
午後1時30分～4時45分  
場所 西東京市保谷こもれびホール  
(西東京市中町1-5-1)

内容  
 ▼講演：菊池桃子さん  
 (女優・戸板女子短大客員教授)  
 ▼映画上映：「パラレル」  
 主催 東京都人権啓発活動  
 ネットワーク協議会、西東京市

問合せ 東京都総務局人権部 ☎03(5388)2588

## 第10回 子どもからの人権 メッセージ発表会

多摩西部地区17市町村の子どもたちが、学校生活や社会での人間関係を通して気づいた

# お知らせ

## 多摩都市モノレール 箱根ヶ崎方面への延 伸に関する要望活動

11月5日、瑞穂町、東大和・武蔵村山市の2市1町で、多摩都市モノレールの箱根ヶ崎方面への延伸について、早期事業化に向けて、最大限の努力をするよう東京都に要望活動を行いました。

※多摩都市モノレールは、上北台～箱根ヶ崎間が次期整備路線とされています。  
 問合せ 秘書広報課 ☎557-7476



## 工業統計調査に ご協力を

この調査は、工業の実態を明らかにすることを目的とし、調査結果が国や地方公共団体における事業の企画・立案の資料や学校の教材などとして幅広く使われています。  
 なお、記入いただいた調査票の内容に関する秘密は統計法により守られます。また数値は統計冊子の作成以外の目的では利用されませんので正確な記入をお願いします。

【調査期間】  
 12月末～1月  
 ※調査員が調査票を配布し、受け取りに伺います。  
 【調査対象】  
 町内にある製造業を営む従業員4人以上の事業所  
 問合せ 総務課 ☎557-0531

## 夜間人権ホットライン

差別や虐待などの人権問題や日常生活上の法律問題について弁護士による法律相談を電話でお受けします。個人の秘密は厳守します。

## 12月4日から10日 人権週間

### 【啓発活動重点目標】

みんなで築こう 人権の世紀  
 ～考えよう 相手の気持ち  
 育てよう 思いやりの心～  
 法務省と全国人権擁護連合会は、人権尊重思想の普及高揚のための啓発活動を行います。

### 【人権相談窓口】

町では、人権相談窓口を開設しています。人権擁護委員が人権に関する相談をお受けしますので、ご利用ください。

日時 毎月第3木曜日  
午前9時30分～11時30分  
場所 町民会館1階会議室  
問合せ 総務課 ☎557-0531